

W T O 農 業 交 渉 日 本 提 案 詳 細 説 明 ペ ー パ ー

新 型 セ ー フ ガ ー ド

季節性があり、腐敗しやすい等の特性を持った農産物については、輸入急増等の事態に機動的、効果的に発動できる特別の発動基準を設け、運用の透明性を高める。

1 . 新 型 セ ー フ ガ ー ド の 趣 旨 、 目 的

- ・ 季節性があり、腐敗しやすい等の特性を持った農産物は、貯蔵性に乏しく、在庫調整が困難であるため、価格の回復を待って販売することができず、収穫・出荷時期に直ちに販売しなければならない。これに加えて、収穫・出荷時期が比較的短期間であることから、販売が一時期に集中するという事情がある。

このため、消費の価格弾力性が低い中で、輸入の増加により大幅な価格の下落が起きやすく、鉱工業品と異なり、短時間に生産者が大きな打撃を受けやすいという特徴がある。

- ・ 一方、輸入増加により国内産業に重大な損害が生じた場合に対応するための措置として一般セーフガードがあるが、この措置については、輸入増加、国内産業への重大な損害等に関し、権限のある当局が数多くの項目について評価し、調査・立証することが要件とされており、また、このために問題が生じてから発動までに一定期間を要することになる。

したがって、輸入の増加により短期間に生産者が大きな打撃を受けるような農産物に対しては、迅速かつ効果的に対応できるセーフガード措置を創設する必要がある。

2 . 具 体 的 な 仕 組 み

- ・ このようなことから、新型セーフガードは、輸入急増、国内生産への損害等についての権限のある当局による調査・立証のプロセスを経ることなく、数量、価格についてあらかじめ定められた基準を満たせば自動的に発動され、追加関税を徴収する制度とすべきである。

具体的な仕組みとしては、次のようなものが考えられる。

(1) 対 象 品 目

農産物のうち、未加工のもの(商品価値の維持のために冷凍保存したもの、切分け等の単純な物理的处理をしたものを含み、乾燥を施したものを除く)を対象とする。

(2) 発動基準及び措置内容

例えば、次のような 3 つの仕組みが考えられる。

タイプ

ア 過去 3 年間の平均輸入数量に、国内消費量に占める輸入数量の割合に応じて定める係数を乗じた数量を基礎として、「輸入基準数量」を定め、4 月からの累積輸入数量がこれを超えた場合に、その翌々月から翌年 3 月までの間、通常関税 $\times \alpha$ を追加関税として徴収。

イ 過去の一定年間の平均「輸入価格 + 通常関税」により「発動基準価格」を定め、その例えば 9 割を「輸入価格 + 通常関税」が下回るような貨物に対して、発動基準価格と「輸入価格 + 通常関税」との差に応じて定める追加関税を徴収。

[アとイは選択的に発動。]

タイプ

ア 過去 3 年間の第 0 四半期の平均輸入数量に、国内消費量に占める輸入数量の割合に応じて定める係数を乗じた数量を基礎として、「輸入基準数量」を定め、当該年の第 0 四半期の累積輸入数量がこれを超えた場合に、その翌々月から追加関税を徴収。

イ 追加関税は、過去の一定年間の平均国内価格により「発動基準価格」を定め、それを (その $\times$ 割を) 「輸入価格 + 通常関税」が下回るような貨物に対して徴収するものとし、その額は、発動基準価格 (の $\times$ 割) と「輸入価格 + 通常関税」との差とする (に応じて定める) 。

イは、追加関税の算定方法 (措置内容) であると同時に、アに加えて要求される発動基準。

ウ 追加関税を徴収する期間は、例えば２年間。ただし、開発途上国については期間を長くする。

タイプ

ア 過去３年間の第○四半期の平均輸入数量に、国内消費量に占める輸入数量の割合に応じて定める係数を乗じた数量を基礎として、「輸入基準数量」を定め、当該年の第○四半期の累積輸入数量がこれを超えた場合に、その翌々月から追加関税を徴収。

イ 追加関税は、通常関税を基に算定（最低追加関税を設定）。

ウ 追加関税を徴収する期間は、例えば２年間。ただし、開発途上国については期間を長くする。

３．新型セーフガードの意義

- ・ このような新型セーフガードは、その迅速な発動により、輸入急増で大きな影響を受けやすいこれら農産物の貿易について、通常の貿易量の流れを阻害することなく、輸入急増による悪影響のみを緩和し、円滑な貿易の進展とそれに伴う資源配分に寄与するものである。

また、かかる新型セーフガードは、特別セーフガードと同様に発動要件を明確なものとすることにより、セーフガードの発動基準を透明化する意義を有し、セーフガードの濫用の防止にも資することとなる。

４．特別セーフガードとの関係

- ・ 特別セーフガードと新型セーフガードとでは、前者が関税化による激変緩和を、後者が非貯蔵性、低い消費・価格弾力性を有する農産品への対応を目的とした制度であり、趣旨、目的が異なること、また、対象産品や適用可能国が異なること、発動基準や措置内容が必ずしも一致するものではないこと等から、両者は独立した制度とすべきである。

なお、一般セーフガードと新型セーフガードとでは、発動要件、措置内容等が異なることから、両者は独立した制度として位置付けられるものである。